

2 施行日前にされた中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第四十八條第四項（同法第四十九條第三項において準用する場合を含む。）、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第四條第一項若しくは第五條第一項、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第六條第一項若しくは同法第六十二條第一項において準用する東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第二百二十二号）第六條第一項又は都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第三十三條第三項（同法第七項において準用する場合を含む。）、認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がなされていないものについてのこれらの処分については、この法律による改正後の貨物自動車運送事業法（次条において「新法」という。）第五條又は第六條の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（事業の休止及び廃止の届出に関する経過措置）

第三條 新法第三十二條（新法第三十五條第六項において準用する場合を含む。）、の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日以後にその事業を休止し、又は廃止する一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者について適用し、同日前にその事業を休止し、又は廃止した一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第四條 前條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五條 前三條に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（調整規定）

第六條 施行日が成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（平成三十年法律第 号）附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日前である場合には、同法第四百九十九條第六号中「第五條第三号」とあるのは、「第五條第七号」とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三
国土交通大臣 石井 啓一

食品表示法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年十二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第九十七号

食品表示法の一部を改正する法律

食品表示法（平成二十五年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

目次中「措置」を「措置等」に、「第十條」を「第十條の二」に改める。

第三章の章名中「措置」を「措置等」に改める。

第三章中第十條の次に次の一條を加える。

（食品の回収の届出等）

第十條の二 食品関連事業者等は、第六條第八項の内閣府令で定める事項について食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をした場合において、当該食品を回収するとき（同項の規定による命令を受けて回収するとき、及び消費者の生命又は身体に対する危害が発生するおそれがない場合として内閣府令で定めるときを除く。）は、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、回収に着手した旨及び回収の状況を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公表しなければならない。第二十一條の二第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

2 この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。内閣総理大臣 安倍 晋三

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年十二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第九十八号

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成二十四年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

第二條第四項中「いう」の下に、「第三十條第三項及び第四項において同じ」を加える。

第六條中「第三十二條」を「第三十條第二項」に改める。

第三十條の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同條に次の三項を加える。

2 前項の許可を受けた者（以下「臍帯血供給事業者」という。）でなければ、業として、移植に用いる臍帯血の採取、調製、保存、検査若しくは引渡しをし、又は引渡しを受けてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 臍帯血供給事業者の委託により行う場合

二 臍帯血供給事業者が引渡しをした移植に用いる臍帯血について行う場合

三 移植に用いる臍帯血を採取される者の委託により当該移植に用いる臍帯血を当該者又はその親族が用いるために採取される移植に用いる臍帯血について行う場合（臍帯血供給事業を行う場合を除く。）

四 前三号に掲げるもののほか、移植に用いる臍帯血の適切な提供に支障がない場合として厚生労働省令で定める場合

3 何人も、業として、人の臍帯血（採取の後調製されたものを含む。第二号及び次項において同じ。）（前項の規定によりその引渡しが禁止される場合における移植に用いる臍帯血（当該移植に用いる臍帯血であることをその者が知らないものを除く。）を除く。）を、造血幹細胞移植に用いることができるものとして、引き渡してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 臍帯血供給事業者（その委託を受けた者を含む。）が移植に用いる臍帯血を引き渡す場合

二 人の臍帯血を採取される者の委託により当該人の臍帯血を当該者又はその親族が用いるために引き渡す場合

三 前二号に掲げるもののほか、移植に用いる臍帯血の適切な提供に支障がない場合として厚生労働省令で定める場合

4 何人も、業として、前項の規定により禁止される人の臍帯血の引渡しを受けてはならない。第三十一條中「前條」を「前條第一項」に、「同條」を「同項」に改める。